

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

緊急事態宣言の発出は今回が昨年から合わせて四回目になります。二回目の緊急事態宣言は今年一月七日に発出、三月二十一日に解除になりました。しかしながら、二回目の解除の後、約一か月後の四月二十五日には三回目の宣言が発出されました。二回目の解除から三回目の発出の間は約一か月。今回、東京に関して言えば、六月二十日をもって三回目の宣言を解除した後、まん延防止等重点措置に移行しましたが、三週間しかたつていません。

三週間で四回目の緊急事態宣言の発出に至ったことになりましたが、この間隔での再宣言となることは想定外の範囲だったでしょうか。それだけお答えください。

○国務大臣（西村康稔君） 前回解除するときにも申し上げたと思いますが、今後増えること、増えてきたときには機動的に対応するということを申し上げましたと思います。ちよつと正確かどうかはともかくとして、私どもとしてそうい

う対応で臨んでまいりましたので、今回ステージ4の新規陽性者数となり、また医療が今後逼迫されるおそれがあると。四十代、五十代の方が入院が増えている中で、そうしたおそれがあるという専門家の御指摘もいただきながら今回このような判断をさせていただいたところであります。

○吉川沙織君 三回目の緊急事態宣言の解除の決めた六月十七日の基本的対処方針分科会議事録によると、西村大臣はこうおっしゃっています。各指標についておおむねステージ3相当以下、特に重視をしております医療提供体制についても負荷の軽減が見られますので、緊急事態宣言の措置区域からは除外をする、さらに、しかしながら、足下で人流、人出が増加傾向、変異株も想定し、リバウンドを防ぐ必要があるし、そのためにも引き続き強い措置を継続していく必要があるとおっしゃっています。

解除後、三回目の緊急事態宣言の解除後、まん延防止等重点措置に移行してそれを実施しましたが、有効でなかったがために今回また宣言に戻らざるを得ないと思います。何が要因であったと分析されておられますでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 三回目の緊急事態宣言のときには、五月の連休を挟んで、百貨店の休業要請あるいは酒類の提供の停止など極めて強い措置で感染者の数を抑え、医療提供体制の確保に

効果を有したわけであります。

当然、最も強いカードの緊急事態宣言を解除しますと、人々の気持ちはどうしても和らぎますし、当然人流が増えてくる。ですので、それによってまた上がってくれば、また強い措置をとるということを以前から申し上げております。

酒類の提供についてもかなり限定的に行つてまいりましたけれども、自粛が長引く中でもあると思いますし、季節が良くなってきたこともあると思いますので、人の出がかなり増え、また要請に応じたただけのお店も出てくる中で、こうした感染拡大が出てきているものと思います。これに対しても今回対応していきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 五月の連休中は比較的強い措置を打った、そういった中で解除して人出が増えたというふうなお話もございました。

今、四回目の緊急事態宣言の発出に当たって、国会報告で大臣から冒頭の報告を承りました。その中に、「人々の活動や移動が活発になる」、「人流が増加し続けている」等の表現が今、冒頭、委員会の冒頭で受けた報告の中で四回ありました。

二回目の緊急事態宣言の発出と三回目の緊急事態宣言の発出のときに共通する国会報告の用語として、人流の抑制を始めとする効果的な緊急事態措置、不要不急の外出・移動自粛、これは、二回

目の緊急事態宣言の発出を決めた一月七日、三回目の発出を決めた四月二十三日の国会報告で触れられている言葉です。

今回、人流の抑制という言葉もなければ、不要不急の外出・移動自粛もありません。この辺、先ほどの答弁からすれば増えてしまった要因の一つと捉えていいかと思うんですが、なぜ今回書かなかったんでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 引き続き国民の皆様には不要不急の外出自粛を、これは基本的対処方針でもお願いをしておりますし、私ども、今後も国民の皆さんにはお願いをしていきたいというふうに考えております。

人流についても、できる限りテレワークなどによつて、一般的に働く方もそうですし、様々な活動についてもオンラインで行っていたり、そうした取組は強化をしていきたいと思っておりますが、焦点として、昨日のアドバイザリーボード、厚労省の専門家の会合でもそうですし、今日もそうですけれども、やはりお酒を伴う食事ですね、そこがリスクが高いということが評価をされ、これは自宅での食事会なども含めてなんですが、様々クラスターが出ている中で、焦点を今回、飲食店への協力、これを徹底をするというところをお願いをしているわけでございます。

○吉川沙織君 六月十七日、三度目の緊急事態宣

言の解除を決めたときの基本的対処方針分科会の議事録で、大臣は、「必ず来るであろうと言われておりますリバウンドを大きな流行にしないように、徹底した取組を進めていきたい」とおっしゃっていました。想定外の早さで結局リバウンドが起こってしまいました。

大臣の発言の一方で、複数の委員の方からは、「東京では人流の増加が始まっている」、「七月末にかけて感染者数、あるいは重症者数が増加する可能性が非常に高い」といった指摘、東京が増加局面に向かっている状況で本当に解除していいのかと多くの懸念が示されていきました。これらの発言が既にあつたことを考えると、解除から三週間後の今日、四回目の発出に至ることは全く想定できなかつたとは言いい切れず、三回目の宣言解除の判断は適切であつたのかというところは疑義がございます。

そこで、お伺いいたします。最終的に緊急事態宣言の発出や解除を決める会議体はどこになりますでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 最終的には、この後行われます夕方の政府対策本部で決定をさせていただければと考えております。

○吉川沙織君 今大臣から答弁いただきましたとおり、今回の緊急事態宣言の発出についても、衆参両院のこの議院運営委員会での国会報告を経て、

十七時に開会される政府対策本部、正式名称は新型コロナウイルス感染症対策本部で最終的に決定されることとなります。

では、この政府対策本部の根拠設置法は何でしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） いわゆるインフルエンザ、新型インフルエンザ等特措法に基づいて政府対策本部は設置されております。

○吉川沙織君 新型インフルエンザ等対策特別措置法の第十五条第一項に基づき設置されているのが政府対策本部ということになります。

では、この政府対策本部の本部長はどなたになりますでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） 内閣総理大臣になりますので、菅総理であります。

○吉川沙織君 仮にオリンピックをこのまま開催するのであれば、総理は何度も安全、安心な大会とおっしゃっています。オリンピックを開催することで感染症により生じている国民の生命、生活、経済への影響を拡大させない、改善に導いていく、そのために具体的にこのような措置を講じていくということを、今回こそ政府対策本部長たる総理が出席し、国民の代表が集う国会報告の場で説明し、納得を得る努力をすべきではなかったかと思

います。大臣、今年に入ってから、一月七日の二回目の

緊急事態宣言の発出から今日に至るまで、緊急事態宣言の発出、延長、解除、そのたびにこの委員会やっておりますけど、今日で何回目ぐらいたとお思いでしょうか。もうかなりの回数数えていきますけど、もし分かれればお願いします。

○国務大臣（西村康稔君） 一月からですかね。どうですかね、二十回ぐらいはやっているんじゃないかと思いますが。

○吉川沙織君 実は今日で十七回目になります。

先日、まん延防止等重点措置の三県の解除は委員会ではなくて理事会で協議いたしました、報告もいただきましたけれども、今日で十七回目です。うち、政府対策本部長の出席があつたのはたつたの二回です。

今日は閉会中であつて、総理が国民の皆さんに国会の場では是非報告をいただきましたかたんですけれども、その代わりに答弁をしているということですのでよろしいですね。

○国務大臣（西村康稔君） はい。特措法の責任者でもありますので、また政府対策本部の副本部長でもございますので、できるだけ丁寧に御説明したいというふうに考えております。

○吉川沙織君 西村大臣は、確かに政府対策本部の副本部長でいらつしやいます。

三回目の緊急事態宣言発出の際の国会報告には、「人の流れを抑制する観点から、イベントの原則

無観客化」とありました。今回はより深刻なデルタ株の割合が急増している現状に鑑み、オリンピックは完全無観客化。だつて、三回目の緊急事態宣言の発出の際は、イベントは原則無観客化と書いてあつたんです。今回は書いていないですけれども。そういう認識で、前より深刻なデルタ株が猛威を振るい始めているんですから、それは認識合いますでしょうか。合うか合わないかで結構です。

○国務大臣（西村康稔君） 先ほども申し上げましたけれども、三回目の緊急事態宣言は、五月の連休という機会を捉まえて、イベントについては無観客、そして百貨店など大型商業施設も休業をお願いする極めて厳しい措置で、当時はアルファ株でありましたけれども、感染拡大、特に大阪がああいう状況になつて、東京が同様になるのではないかとという大きな懸念の中からそうした対策を取らせていただいたものでございます。

今回、もちろんデルタ株への状況はありますけれども、医療提供体制などを含めて、まだ東京はステージ4とかの状況では医療提供体制などありませんので、四月、五月の経験を踏まえ、早めの先手の対策を取るといふことで今回はこのような対応を取らせていただいているところでありま

○吉川沙織君 先手の対応をおっしゃるなら、伺います。

二回目の緊急事態宣言の発出は一月七日。国会は閉会中でしたが、十一日後に通常国会の召集は確定してました。三回目の緊急事態宣言の発出時は四月で、通常国会の会期中でした。今は閉会しています。先月の会期末に感染症対策等に迅速に対応するため会期延長を申し入れましたが、政府・与党は一顧だにせず、現時点において召集される見込みがございません。

先手先手の対応と何回もおっしゃっています。早急に立法措置が必要な場合、国会が開かれていなければ立法措置とれません。どのように対応されるおつもりでしょうか。

○国務大臣（西村康稔君） まず、このような形で閉会中審査も含めて、今日は厚労委員会も開かれておりますので、与野党の協議の下でできる限り状況などについては丁寧に説明をし、御理解をいただけるように私の立場からは対応していきたいと考えておりますが、当然法律の審議となれば国会を開かなきゃならないと思いますので、それは状況を見ながら判断をされていくものというふうに考えております。

○吉川沙織君 憲法第五十三条の規定に、内閣は臨時会を召集できるとあります。今の言葉をそのまま捉えれば、私は開くと捉えます。

本日の朝示された基本的対処方針の案によれば、状況に応じて予備費の活用には臨機応変に必要な

対策を講じていくとされています。事案の性質上、予備費による対応の必要性を否定はしませんが、予算の事前議決の原則から、必要であれば補正予算について国会において議論するのが筋です。

また、今般の熱海の土石流の問題を始め、様々な課題が山積しています。国会が開かれていなければ、十分な議論を行い、法律を成立させることはできません。社会全体が共通の危機感を共有し対処することが求められる中、国会として何をすべきか。唯一の立法機関として立法機能を放棄するようなことがあつてはならないと考えますし、臨時国会の召集を強く求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。